

政務活動費連絡会報告書

平成27年12月9日

神奈川県議会 政務活動費連絡会

はじめに

神奈川県議会においては、平成 25 年 3 月に策定した「政務活動費の手引き（以下「手引き」という。）」に基づき、議員の調査研究その他の活動に必要な経費として、政務活動費を支出し、運用を行ってきた。

昨年度は、任期満了までの限られた時間の中で、政務活動費の透明性の向上及び適正性の確保の観点を中心に検討を行い、一定の結論を得たところであるが、県議会として、手引きの見直しを中心に、さらに検討することが必要であるとの認識に立ち、今年度、新たに政務活動費連絡会が設置されたところである。

当連絡会は、団長会からの諮問に基づき、限られた期間の中で、手引きにおける曖昧な表現の明確化といった観点からの見直しを中心に、併せて「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（以下「条例」という。）」及び「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程（以下「施行規程」という。）」に関する事項について、検討を重ね見直しの方向性を取りまとめたので、その結果について次のとおり報告する。

平成 27 年 12 月 9 日

神奈川県議会議長 土井 りゅうすけ 殿

政務活動費連絡会 座長 いそもと 桂太郎

I 手引きに関する事項

1 手引きの名称

手引きは、条例第 17 条に基づく、政務活動費の支出及び書類の整備等に関する指針として定められているものであるが、指針としての性格を明確化するため、条文の規定に合せ、「政務活動費の手引き」から「政務活動費の指針」に名称を変更する。

2 手引きにおける曖昧な表現の明確化

(1) 飲食費

ア 現行の取扱い

政務活動と一体性がある飲食であって、飲食の場所、内容等が社会通念上妥当なものである場合は、当該飲食費に政務活動費を充当することができるものとされている。

イ 課題

飲食の何をもって社会通念上妥当とするかの基準が不明確である。

ウ 見直しの方向性

飲食費は、政務活動を目的とした会議や会合と一体性及び必然性がある飲食に限定する。

また、会派単位又は他会派との会議に要する飲食費には充当できないものとする。

さらに、不適切な場所として、スナック、バー、クラブ、カラオケボックス等を明記する。

(2) 名刺作成費

ア 現行の取扱い

政務活動に必要な名刺の作成費には政務活動費を充当することができ、名刺の内容、体裁等が政務活動に用いるものとして社会通念上妥当なものであるよう留意するものとされている。

イ 課題

名刺の何をもって政務活動に用いるものとして社会通念上妥当とするかの基準が不明確である。

ウ 見直しの方向性

名刺の内容は、議会での履歴・役職等の事実の記載に限定し、政党の履歴・役職等を記載する場合は、紙面に占める割合等により合理的な按分を行うものとする。

また、名刺に顔写真を掲載する場合は、紙面（片面）の3分の1以下の大きさとする。

(3) 資料作成費・印刷物作成費

ア 現行の取扱い

1件につき5万円を超える資料作成費に政務活動費を充当する場合は、成果物を保存しておくものとし、1件5万円を超えない場合であっても、当該成果物を保存することが望ましいとされている。

イ 課題

「成果物を保存することが望ましい」との基準が不明確である。

ウ 見直しの方向性

金額に関わらず、業者に発注する場合は、成果物を保存しておくものとする。

(4) 車両のリース

ア 現行の取扱い

車両のリース料に政務活動費を充当する場合は、車種、リース料が社会通念上妥当なものであることに留意するものとしてされている。

イ 課題

車種、リース料の何をもって社会通念上妥当とするかの基準が不明確である。

ウ 見直しの方向性

車両のリース料への政務活動費の充当は、議員1人当たり1台限りとし、充当限度額は年間80万円とする。

また、車両の維持管理に係る費用（諸税、登録諸費用、修理費、保険料、車検代、オイル・バッテリー交換代、洗車代等）に政務活動費を充当することはできないものとする。

さらに、リース期間満了後やリース期間途中の所有権移転は、資産形成につながるため、できないものとする。

(5) 調査研究費

ア 現行の取扱い

1契約10万円を超える調査研究委託費に政務活動費を充当する場合は、委託に係る成果物を保存するものとし、1契約10万円を超えない場合であっても、当該委託に係る成果物を保存することが望ましいとされている。

イ 課題

「成果物を保存することが望ましい」との基準が不明確である。

ウ 見直しの方向性

金額に関わらず、委託に係る成果物を保存しておくものとする。

(6) 会費、参加費、年会費等

ア 現行の取扱い

会費等の額が著しく高額であり、社会通念上妥当性を欠くと判断される場合は、政務活動費を充当できないものとされている。

また、飲食を主たる目的として参加する会合等の会費等には、政務活動費を充当できないものとされている。

イ 課題

「会費等の額が著しく高額であり、社会通念上妥当性を欠く」との基準が不明確である。

ウ 見直しの方向性

会費、参加費等については、1回当たり1万円を充当限度額とする。ただし、政経セミナー等年会費を要するものは、この限りでない。

また、飲食を主たる目的として参加する会合のほか、政治資金パーティや個人的な祝賀会等の会費等にも、政務活動費を充当できないことを明記する。

なお、会合等の案内状等は保存しておくものとする。

(7) 切手・はがきの購入

ア 現行の取扱い

1回につき5万円を超える切手の購入費に政務活動費を充当する場合は、当該切手を使用して発送した物の写し又は見本を保存しておくものとし、1回の購入費が5万円を超えない場合であっても、当該発送物の写し又は見本を保存することが望ましいとされている。

イ 課題

「発送物の写し又は見本を保存することが望ましい」との基準が不明確である。

ウ 見直しの方向性

切手の購入費は、1回当たり1万円を充当限度額とする。

また、はがきの購入について、1回につき1万円を超える政務活動費を充当する場合は、発送したはがきの写し又は見本を保存しておくものとする。

(8) 備品の購入時期

ア 現行の取扱い

議員の任期満了の日前6月に当たる日等以降は、10万円を超える備品(故障等による更新のための備品を除く。)の購入費に政務活動費を充当することは控えるよう留意するものとされている。

イ 課題

「政務活動費を充当することは控えるよう留意」との基準が不明確である。

ウ 見直しの方向性

議員の任期満了の日前6月に当たる日等以降は、10万円を超える備品の購入費に政務活動費を充当することはできないものとする。

ただし、故障等により政務活動に支障を生じる場合は購入できるものとする。

3 手引きに規定のない事項の追加

(1) 年賀状等時候の挨拶用途のはがきの購入・印刷経費

ア 課題

年賀状や暑中見舞等は、主目的が時候の挨拶であり、通常、政務活動を目的とするものではない。

イ 見直しの方向性

年賀状や暑中見舞等時候の挨拶用途のはがきの購入・印刷経費に政務活動費を充当することはできないことを明記する。

(2) 政治資金パーティ参加費等

ア 課題

政治資金パーティは、主目的が政治資金の徴収であり、政務活動の性格がほとんどない。

イ 見直しの方向性

政治資金パーティの参加費等に、政務活動費を充当できないことを明記する。

また、祝賀会のうち個人的なものの参加費等にも、政務活動費を充当できないことを明記する。

(3) 一定金額以上の支払方法

ア 課題

現金による支払では金銭の流れが不明確になる場合がある。

イ 見直しの方向性

1件につき10万円を超える政務活動費を充当する支出は、原則として、振替、振込又はクレジットカード等金融機関を利用した支払方法によるものとする。

ただし、補助職員の人件費や慣例的に現金払としているもの等、支払の相手の都合等により金融機関を利用した支払方法が困難である場合はこの限りでないものとするが、その場合、困難である理由を支出伝票の備考欄等に記載するものとする。

(4) 政務活動補助職員の雇用

政務活動補助職員の雇用においては、関係法令に基づく手続き等に十分留意する旨を明記する。

Ⅱ 条例及び施行規程に関する事項

1 条例の改正を検討すべき事項

(1) 収支報告書等の提出期限

ア 現行の取扱い

会派の代表者及び議員は、政務活動費の収支報告書等を、原則として、交付年度の翌年度の5月15日までに議長に提出するものとされている（条例第13条第1項、第2項）。

収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる（施行規程第7条第1項）。

イ 課題

収支報告書等について、速やかな情報提供が求められている。

ウ 見直しの方向性

政務活動費の収支報告書等を、原則として、交付年度の翌年度の4月30日までに議長に提出する旨条例を改正する。

(2) 議長の調査

ア 現行の取扱い

議長は、政務活動費の支出及び書類整備等に関し、指針を定めるものとされている（条例第17条）が、必要に応じて調査を行うことについては、特に規定されていない。

イ 課題

政務活動費の支出及び書類の整備等について、議長が調査を行う根拠を条例に規定する必要がある。

ウ 見直しの方向性

議長が、政務活動費の支出及び書類の整備等について、必要に応じて調査を行うことができる旨条例を改正する。

2 施行規程の改正を検討すべき事項

収支報告のホームページによる情報提供

ア 現行の取扱い

政務活動費の収支報告書の閲覧については、原則として、交付年度の翌年度の7月15日に実施している（施行規程第7条第1項）が、昨年度の政務活動費連絡会の検討を踏まえ、平成26年度交付分から、収支報告の内容を閲覧開始日と同日付けでホームページにより公表している。

イ 課題

県民に対する上記情報の提供を施行規程上明確化する必要がある。

ウ 見直しの方向性

政務活動費の収支の状況等に関する県民への情報提供の実施を明確にするため、施行規程を改正する。

Ⅲ その他の事項

1 見直しの実施時期

条例及び手引きについては、平成 28 年度交付分から実施する。
施行規程については、告示日から実施する。

2 今後の対応について

政務活動費に関わる論点については、様々なものがある。

しかしながら、当連絡会としては、限られた期間の中で、政務活動費の手引きの見直し、特に曖昧な表現の明確化といった観点からの見直しを中心に、併せて条例及び施行規程に関する事項について、検討を行い、上記項目に絞って報告した。

その他の論点については、県議会として今後とも見直すべきものは見直しをしていくことで県民が期待する政務活動費に係る透明性の向上や適正性の確保に努めていく必要がある。

また、政務活動費の制度（条例、施行規程、指針等）を必要に応じて、見直すことは重要であるが、同時に会派及び議員が、政務活動費の趣旨を十分に理解し、制度を適正に運用しなければならない。

会派及び議員は、政務活動費の財源が、県民の皆様からいただく貴重な税金であることを改めて認識し、十分な理解と適正な運用に努めていくことが必要である。

政務活動費連絡会委員名簿

会 派 名	委 員 名
自 民 党	いそもと桂太郎 (座長) 国 松 誠 八 木 大二郎
民主党・かながわクラブ	大 村 博 信 齋 藤 健 夫
公 明 党	小野寺 慎一郎
維 新 の 党	とうま 明 男
共 産 党	君 嶋 ちか子
県 政 会	相 原 高 広